

第3回条例専門部会の議事概要

開催月日： 平成17年5月17日（火）
時 間： 18時～20時15分
会 場： 京都市上京区 オムロン研修センタ

協議事項

（概要は、以下の議事録要旨のとおり）

* 出席者

条例専門部会委員

小林 智子	京都府生活協同組合連合会
田中 恒好	立命館大学法科大学院教授
永井 菊博	J A全農京都府本部（欠席）
中坊 幸弘	京都府立大学人間環境学部教授
野村 善彦	京都府食品産業協議会
山下 淳	同志社大学政策学部教授

（敬称略 五十音順）

事務局 太田農林水産部理事、小塩保健福祉部衛生・薬務総括室長、
食の安心・安全プロジェクト、保健福祉部生活衛生室、商工部消費生活室、農林水
産部農産流通課、畜産課、水産課各担当者

議事録要旨

「(3)農林畜水産物の安全性の確保」について

- (委員) 資料3頁「(3)農林畜水産物の安全性の確保」について、条例の中でこの部分だけ具体的で、規制的に感じる。生産者・事業者からすれば、あまり元気がでないのではないが。それぞれの立場で努力し合うというように、もう少し別の角度から表現できないか。
- (事務局) できるだけ、前向きに表現したい。ただし、万一何か事が起これば対処できるような規定を設けていきたい。取締りということではなく、法律の隙間の部分や他府県の条例に規定があって、最低限懸念されることがあれば、府民が府内の食品を信頼し、安心してもらえるよう措置をとっていきたい。
- (委員) 予測されるリスクごとに規定を書かなければならなのであれば、規定を見直す必要がでてくるのではないか。何が起こるかかわからないという考え方で、骨子に書かれたものを含め、リスクに対し対処できるような包括的な表現にすればよいのではないか。
- (事務局) 無登録農薬に関する部分については、過去に他県で大きな問題があり、今後の可能性がないことはないということを入れている。遺伝子組換えの部分については、過去に議会で資源研究センターについての質問があり、食用に供するものについての遺伝子組換え作物の試験・研究は行わない旨の答弁を行っている。遺伝子組換えについての議会答弁を踏まえたものである。
何か危害が起こることが想定されるようなことについては、情報を提供していただいたり、危害情報を申し出てもらったりすることによって対応していきたい。
- (委員) 農林畜水産物に限定しているが、食品などについてはどうなのか。消費者からみれば、農薬であれ、食品添加物であれ同じ問題ではないのか。前から読み進めていって、いきなり農薬の話がでてくるのは唐突な感じを受ける。食品全体について規定することはできないのか。
- (委員) 安全なものを供給してほしいということからいえば、消費者の懸念が集中している加工食品についても何か入れてほしいという思いがある。
- (事務局) 規格基準に合わない食品などについては、食品衛生法で対処されることになる。
食品衛生法では、販売の用に供する食品について流通規制されるようになってきているが、出荷前の段階の農林畜水産物について、この点で明確でないところがあり、その隙間を埋めるよう規定するものである。
- (委員) 事務局が述べた趣旨について、府民にわかりやすく説明する必要がある。また、骨子の中の表現で「安全性が懸念される場合」は明確ではない。
- (事務局) 安全性が懸念される場合とか、健康被害を防止するとかという文言については、具体的に条例を規定する中で検討していきたい。
- (部会長) 法律で抜けているところを埋めようというものであるが、並べると違和感がある。
このままいくのか、ここだけ別条例にするのか、あるいは広くリスクマネジメントみたいな形で包括的に表現するのか、三つの選択肢がある。
現案どおりとするなら、注書きで、農薬に関する規制のこういった欠落を埋めるためなどといった説明を入れる必要があると思う。

(委員) 消費者の不安の要因で農薬は上位にでてくる。それを担保することを見える形にするのは意味がある。ただし、自主的に適切な措置を講じるだけで、府民の食の安心が確保できるのかという思いはある。

(事務局) 群馬県では農薬に関する条例が先行し、その後に食の安全・安心条例が出された経過があるので別条例になっている。最近の条例制定県では食の安心・安全条例の中で規定している。無登録農薬等について、群馬県のように別に条例をつくるのも一つの考え方としてはあるが、そのような選択はせず、食の安心・安全条例に含めた方が、万一の事態が生じた時に対応が府民に分かりやすいのではないかと考えている。

(部会長) ここでは、まず生産者・事業者の自主的な措置を求め、それでも不十分であるならば勧告を行っていくという形である。「勧告する」まで書きたいのか。「必要な措置を講じる」ではいけないのか。

(事務局) 「必要な措置を講じる」では府民に分かりにくい。措置内容(勧告)を明確にすることにより、府民に食の安心・安全の確保に対する府をはじめ関係者全体の姿勢が理解され、信頼性が確保されるのではないかと。
また、「検査」よりも「事実確認」とする方が適当との意見があり、表現を見直した。

(委員) 例えば、鳥インフルエンザのとき、アジアや他県などで発生しているが、府ではまだ起こっていない段階で事前に調査に入ることはできるのか。

(事務局) 事前に調査することはできる。

(委員) の「法令を順守」は当たり前だし、書き込んでも の「自主的に適切な措置」までではないか。

(部会長) レベル付けすることにより違和感のないようにしたつもりである。

(委員) 安全なものを供給してほしいということがこの中に組み込まれなければならない。具体的なものとなると農産物になる。そういう形で見えるものがほしい。

(部会長) 府として適切な対応をとるというのは異論ない。それがここにポツンとあるのが違和感がある。

(委員) 自主的な措置を求めるといっているのであれば、 の「しなければならない」は、「するものとする」とするほうがよい。

(部会長) 自発的な対応を基礎に考えたい。shallかwillはどちらでもよいのではないかと。
この部分は、府の考えもあると思うので、もう少し検討していただくとして、他のところについて御意見をいただきたい。

「前文」について

(委員) 農林水産業・食品産業が「食」を支えるという箇所は、このままだと意味がよく伝わらないのではないかと。

(事務局) 条例を規定する作業において、表現を調整する。

(部会長) 前文については、取りあえず入れたい項目を整理せずに入れている段階なので、今後整理する必要がある。

「基本理念等」について

- (委員) 全体を通じて、消費者から信頼され、生産者・事業者が励まされることにより、頑張ろうという条例になればよい。そのためには、具体的な取組を備考に一杯書き込んでほしい。
- 府民に説明する資料などは、これまで府の安心・安全の取組はこの点で不十分だったが、今後こうするということが分かる文章を書いてほしい。
- (部会長) 何か新しい取組がすぐに出てくるというよりも、条例がこれまでの取組の根拠になるという形なので、これまでの取組を中心に例示としてあげていけば分かりやすい。
- (委員) 基本理念で、廃棄の関係まで書く必要はないが、循環型社会の推進は入れるべきで、どこかの項目で書けないか。
- (部会長) 基本理念は、府の施策の理念ではなく、みんなで目指すものでなくては困る。そのため、みんなで共有し、追求すると書かなければならない。基本理念の「資源循環型社会」はゴールで、責務・役割で実現するという構造になると思う。施策で触れにくいのであれば、責務・役割のところで書けないか。基本理念を受けて、それをブレイクダウンし、「府としてはし、生産者・事業者はする。」という形の方がよいと思う。また、そのほうが京都らしさにつながるのではと思う。
- (部会長) 府民参画の推進に関する御意見を説明していただけますか。
- (委員) 被害者意識かもしれないが、消費者は、モノをつくる側は信用できないという潜在的な意識があるように感じる。食品安全基本法では、生産者、消費者、行政が対等な立場である。条例においても呼びかけであってほしい。記述は「しなければならない」ではなく、「しましょう」としてほしい。その上でハツパをかけて欲しい。
- (委員) 基本理念の「関係者の相互理解」の、「関係者」の表現は、生産者・事業者、消費者、行政とはっきり書いた方がよい。

「基本計画」について

- (部会長) 「年次計画」は、基本計画の体系もあるので、条例骨子には書かない方がよいが、「進捗状況の公表」は、基本計画の場所とは別に記述が必要ではないか。

「食品の適正表示の確保」について

- (事務局) 骨子では、「府は、食品の表示の制度の適切な運用等を通して」としているが「適切な運用」を「総合的な運用」との文言で検討させて欲しい。

「人材の育成」について

- (委員) 生産者・事業者が努めるだけではなく、行政も人材育成に取り組んでいただくような規定にしていきたい。特に、リスクコミュニケーションについての人材育成が必要であると思う。

「リスクコミュニケーション等」について

- (委員) リスクコミュニケーションについては、まだまだ手法や内容も十分なものとなっていない。特に、事例を研究してどのような対応をとっていくのが重要である。
- (委員) リスクコミュニケーションは、伝える方法を工夫すればよいだけではないか。条例でそこまで手を広げる必要があるのか。

(委員) 事例の研究が大切である。受け取る側にバイアスがかかるので、更に研究が必要である。食の安心・安全に関する調査や研究を行うことや、そのための人材の育成を行うことなどについては、「知識の普及と啓発」などで膨らませて書くことが必要である。

(部会長) リスクコミュニケーションの取組は、例示として記述するのがよいのではないか。

骨子全体の書き方の整理について

(部会長) 推進会議において専門部会の規定まで書くのかどうか。条例ではなく、規則で規定してもよい事項と思う。この骨子に載せれば、条例にあがると理解されがちなので、条例にあげずに例示にするものなどを網掛けや字体を変えるなどして分かるように、全体に書き方を整理した方がよい。

見直し規定について

(委員) 必要があれば、その時点で見直せばいいので、あえて最初から見直し規定を入れる必要はないと考える。

(委員) 安全推進会議がうまく機能すれば、必要なときに見直しがなされるとも思う。

(部会長) 見直し規定を入れておけば、見直すきっかけになることなどから、最近の条例では入れているものがある。賛否両論があるため、入れるかどうかについては、今後継続して検討する。

大綱(案)について

府民向けの説明資料として、資料に基づき、大綱(案)のイメージを事務局から説明。詳細については、府に任せることで了解された。

以上